

YouTube 番組制作等業務委託仕様書

この仕様書は、吹田市（以下「発注者」という。）が発注する下記の業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件名

令和 7 年度 YouTube 番組制作等業務委託仕様書

2 業務概要

（1）目的

吹田市の取組や施設等を紹介する動画を制作し、定期的に発信することで、市の魅力を広く伝え、とともに、市政への理解を深めてもらうことを目的とする。

（2）履行期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

受注者は、市公式 YouTube チャンネルにおいて配信している番組動画「吹ちゅ〜ぶ」（以下、「動画」という）の制作業務を次のとおり行うこと。

（1）制作本数及び配信スケジュール

動画は合計 41 本制作すること。

動画は、履行期間中の毎週金曜日に市公式 YouTube チャンネルにて配信を行う。ただし、発注者の都合により配信日を変更する場合はこの限りではない。

（2）企画・脚本・構成

- ア. 動画のコンセプト及びストーリー設計、出演者の調整及びディレクション、サムネイル画像の作成、その他取材活動等、動画制作における諸業務を一貫して行うこと。
- イ. コンセプトやストーリー設計において、話題性及び拡散性を高める工夫を存分に施し、より多くの視聴数の獲得に努めること。また、コンセプトやストーリー設計については発注者と協議の上決定すること。
- ウ. 受注者は動画の制作においては、発注者と協議を行い、動画 1 本につき構成台本を作成し、それらを発注者に提示し、発注者の承諾を得て制作業務に移行するものとする。
- エ. 制作する 1 本あたりの動画の再生時間は 2～5 分程度とし、その時間を超える、または下回ることが見込まれる場合は発注者と受注者の協議の上、これを決定するものとする。
- オ. 動画の再生回数の目標は、公開後 1 か月以内に 1 本 1,500 回とする。動画公開後、発注者が動画の再生回数や視聴者層、アクセス方法等の解析結果から改善が必要と判断した場合、発注者と受注者の協議の上、改善策を検討し対応すること。
- カ. 動画によって、特殊映像の使用が効果的な場合は、特殊撮影、ドローンの使用、夜間撮影、タイムラ

プス映像等の手法を用いること。

キ. 毎回動画に、オープニングとエンディングを入れること。なお、素材データについては発注者が用意したものを使うこと。

ク. 吹田市イメージキャラクター「すいたん」のイラスト、着ぐるみ、マスコット人形等を動画に登場させること。素材は市から提供するが、編集に要する費用は受注者負担とする。

（３）撮影及びインタビュー

ア. 動画撮影は、屋外及び市関連施設で行うこと。また、必要に応じて複数本を１日でまとめて撮影することも可とする。

イ. 撮影及びインタビュー（以下「撮影等」という。）は、発注者の承認を受けた後に行うものとし、安全かつ効率的に行うために、業務従事者に周知してから開始するものとする。

ウ. 受注者はロケーション及び取材の際に、取材対象者及び取材対象物の管理者に対し、インターネット等で公開することを口頭で伝え、同意を得た上で撮影等の許可を得るものとする。また、事前に撮影場所や取材対象者の許諾が必要な場合は、原則として受注者がその手続き等を行うものとする。

エ. 撮影機材は、放送業務用フル HD の規格以上を使用すること。なお、移動手段及びテープ等の消耗品等の動画制作に関わる費用については受注者の負担とする。

オ. 屋外での撮影等は、業務従事者及び第三者の安全に配慮し、２名以上で行うものとする。また、この内の１名は業務責任者としなければならない。

カ. 路上や公共の場所における撮影等においては、通行車両、自転車または歩行者との接触等による事故を防止するための対策を講じること。

（４）録音・編集

ア. 受注者は、BGM、音声録音、テロップ挿入及び映像を編集して動画を制作するものとする。なお、音声録音・編集作業は受注者の事業所等で行うものとし、録音・編集に使用する機材及び消耗品等は受注者の負担とする。

イ. 編集はフル HD 規格以上で撮影した映像を使って、デジタル編集および MA（整音等）作業をすること。

ウ. 発注者及び受注者が既に保有している映像等を使用する場合は、双方協議のうえ使用するものとする。この場合、提供された映像等の対価は無償とする。

エ. 制作した動画は YouTube 等の Web サイトにアップロード可能で、画像・音声が鮮明に視聴できる仕様にすること。

（５）出演者等に関する交渉及び費用負担

ア. 受注者は、出演者に俳優やタレントなどを配役するものとする。出演者については、事前に候補者を発注者に提示し、協議の上決定するものとする。なお、出演者はリポーターの経験がある者を選出すること。

イ. 構成上、出演者をキャスティングするよりナレーションでの説明が効果的な動画は、発注者と協議の上ナレーターを決定し、ナレーション収録を行うこと。

ウ. 出演料及びナレーション費用は委託料に含むものとする。

エ. 受注者は、出演者の肖像権及び著作権に関する調整を行い、WEB や SNS を通じて配信することの同意を得るとともに、必要に応じて料金を支払うこと。また、肖像権及び著作権の知的財産権の帰属に関する契約を締結すること。調整及び契約に係る費用は委託料に含むものとする。

4 業務従事者の資格要件

受注者は、業務従事者の中から業務責任者を選任するものとする。業務責任者は、動画制作について 10 年以上の実務経験または 3 年以上継続して YouTube の番組制作の経験を有し、次の（１）から（６）の事項を適切に行うことができる者とする。

- （１）発注者との打合せ・協議及び発注者含む関係各所との調整
- （２）業務内容の把握、企画等の立案及び業務の実施
- （３）業務従事者の人選及び適切な配置
- （４）業務従事者に対する指揮命令及び指導・教育
- （５）労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法令の遵守
- （６）業務従事者及び第三者に対する安全管理

5 検査

制作した動画は、公開する前に発注者の立会いによる試写（以下「検査」という。）を行い、発注者の承認を受けなければならない。

また、検査において発注者から修正等の指示があった場合は、受注者はその指示に従い、発注者との協議によって定めた日時までに修正を行い、再検査を受けなければならない。

6 成果品に係る著作権の譲渡等

成果品に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する著作権者の権利のうち受注者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に発注者に譲渡するものとする。

7 動画の使用

制作した動画は、YouTube に公開して市ホームページ上で紹介するほか、市公式 SNS アカウント（X（旧 Twitter）、Facebook、LINE、Instagram 等）にて投稿する。また、市が出展するイベント会場での放映などの場面で活用するものとする。なお、使用可能期間は定めない。

8 著作者人格権の制限

- （１）受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。

ア. 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること

イ. 成果物の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製し、又は改変すること

ウ. 成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること

エ. 成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと

- （２）受注者は、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の

内容を公表してはならない。

- (3) 受注者は、発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

9 提出書類及び報告書

- (1) 受注者は、契約後 10 日以内に契約から成果物の納品に至るまでの作業スケジュール及び制作にかかる組織体制図を作成し、提出すること。なお個別の動画のスケジュールはその都度提出すること。
- (2) 受注者は、以下の成果品を納品することとする。

ア. データ (mp4 形式)

アスペクト比は 16:9、解像度はフル HD の規格以上とすること。

インターネット環境を利用するユーザーがストレスなく閲覧できる容量、ファイル形式にエンコードすること。

イ. その他制作過程で作成した資料一式 (企画書、絵コンテ、試作映像、シナリオ等)

10 その他

- (1) 発注者は、受注者の業務の履行状況を不適当と認めた場合は、当該理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、当該業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害をおよぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、当該損害の責を負わなければならない。
- (4) 受注者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては別紙「保有個人情報取扱いに係る特記事項」を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 受注者は、番組出演者その他の関係者の SNS による周知等がなされるよう、当該番組の認知度向上に努めるものとする。
- (7) 受注者は合理的配慮を踏まえた動画を制作しなければならない。
- (8) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。